

主治医の方へ

静岡家庭裁判所

○ 診断書の作成について

後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任の申立てにあたっては，ご本人の診断書の提出が必要ですので，診断書の作成をお願いいたします。診断書作成に関する詳細は，「成年後見制度における診断書作成の手引」をご覧ください。

※ 後見等開始が認められるためには，ご本人の疾患等が，精神上的の障害に該当するか，同障害の原因と認められるような診断名を記載していただく必要があります。

※ 後見，保佐，補助の類型については，裏面をご覧ください。

※ 診断書作成の手引について

「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。

○ 別紙質問回答票について

後見開始もしくは保佐開始の申立てがされた場合に，本人調査や精神鑑定の要否を判断する資料とするため，別紙の質問にお答えいただき，診断書と併せて申立人に交付してください。

○ 本人情報シートについて

診断書作成の依頼を受ける際に，依頼者から，福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，医学的判断を行う際の参考としていただくために，家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。「本人情報シート」の提供を受けた場合には，ぜひ診断の参考資料として御活用ください。

なお，記載内容についてのお問合せは，「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

後見の対象者

後見の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法7条）です。

これは、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者、すなわち、日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやらなければならない程度の判断能力の者のことです。

保佐の対象者

保佐の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」（民法11条）です。

これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な程度の者、すなわち、日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできない程度の判断能力の者のことです。

補助の対象者

補助の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」（民法15条1項）です。

これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある程度の者、すなわち、重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、本人の利益のためには誰かに代わってやらしてもらった方がよい程度の判断能力の者のことです。

1 本人の状況・症状に関する事項

- 「植物状態」である。
(植物状態：脳損傷の後、以下の6項目を満たす状況が3か月以上経過。①自力移動不能、②自力摂食不能、③尿失禁、④意味のある発語不能、⑤簡単な命令には応じることもあるが意思疎通不能、⑥眼球は物を追っても認識不能)
- 「重度の知的障害」である。
(目安：*概ねIQ40以下、*療育手帳で最重度または重度の判定)
- 「高度の認知症」である。
(目安：改訂長谷川式簡易知能スケール11点以下、*MMSE14点以下)

※ 本人の状況・症状が前記1のいずれにも該当しない場合は、以下の事項にご記入ください(前記1のいずれかにチェックが入っていれば以下の記入は不要です)。

2 本人の能力に関する事項

本人が成年後見制度や申立ての意味を理解して、申立ての内容や後見人等選任について意見を述べる事が可能な状態でしょうか。

- 制度や申立ての意味を理解して意見を述べる事は不可能である。
- 言葉・筆談等で周囲の者と意思疎通ができないか、できるようにみえても意味が通じない、または通じないことが多い。
- 痛みを訴えるなどの生理的要求はあるが、それ以上のやりとりはできない。
- 意思疎通は不能である。
- 制度や申立ての意味を理解して意見を述べる事は可能である。
- その他 ()

3 鑑定に関する事項

(1) 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合(鑑定医は精神科医師でなくても結構です)

- 鑑定を担当できる。
- 鑑定は担当できない。
- 鑑定は担当できないが、他の医師を紹介できる。

氏名：

所属病院： () 科)

電話番号：

(2) 鑑定を担当していただける場合の希望

- a) 鑑定費用(5万円程度でお願いしております)
すべて込みで、_____万円で引き受ける。
- b) 鑑定期間(多くの場合1か月前後でお願いしております)
鑑定には、_____日間必要である。
- c) 鑑定書作成の手引(鑑定書の作成について説明した冊子)の送付について
送付してもらいたい 送付は不要

(3) 鑑定依頼書の送付先(正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書でご連絡いたします)

- 担当医師 病院 その他 ()